

目次

1	国民年金の仕組み	9
	①国民年金とは	9
	②被保険者	11
	③基礎年金番号	25
	④基礎年金番号通知書	27
	⑤保険料と基礎年金の費用	29
2	給付の種類と通則事項	43
	①給付の種類	43
	②被保険者期間	49
	③年金の請求	50
	④年金額の改定方法	52
	⑤年金額の端数処理、⑥年金の支払い	54
3	老齢基礎年金	56
	①支給を受ける条件	56
	②従来の支給条件の特例措置	63
	③支給される年金額	79
	令和8年度老齢基礎年金額早見表	85
	④支給の繰上げ、繰下げ	87
	⑤年金請求の手続	92
	⑥支給期間・年金額の改定など	107
4	障害基礎年金	108
	①支給を受ける条件	108
	②支給される年金額	119
	③年金請求の手続	120
	④支給期間・年金額の改定など	127
5	遺族基礎年金	132
	①支給を受ける条件	132
	②支給される遺族の範囲	136
	③支給される年金額	139
	④年金請求の手続	141
	⑤支給期間・年金額の改定など	153
6	第1号被保険者の独自給付	155
	①付加年金	155
	②寡婦年金	157
	③死亡一時金	163
	④特別一時金	167
	⑤短期在留外国人の脱退一時金	170
	⑥中国残留邦人等に対する国民年金の特例	172
	⑦特別障害給付金制度の概要	175
7	旧国民年金法による給付	180

旧老齢年金—180

①支給を受ける条件—180

②支給される年金額—184

③支給期間—185

令和8年度旧老齢年金額早見表—186

④支給の繰上げ，繰下げ—188

⑤年金請求の手続—190

旧通算老齢年金—194

①通算の対象となる制度—194

②通算対象期間—196

③通算対象期間の計算—198

④通算対象期間の確認請求—199

⑤支給を受ける条件—200

⑥支給される年金額—203

令和8年度旧通算老齢年金額早見表—204

⑦支給期間，⑧支給の繰上げ—206

⑨年金請求の手続—207

旧障害年金—211

旧母子年金—213

旧準母子年金—215

旧遺児年金—216

旧寡婦年金—217

老齢福祉年金—218

8 併給の調整—221

9 年金受給者の手続—225

①新法の年金受給者の主な手続一覧—225

②新法年金受給者の主な手続—231

1. 引き続き年金を受けようとするとき—231 / 2. 氏名を変えたとき—233 / 3. 住所や受取機関を変えるとき—235 / 4. 年金証書等をなくしたときなど—237 / 5. 年金を受けている人が死亡したとき—238 / 6. 死亡した人の未支給の年金を受けるとき—240 / 7. 2つ以上の年金のどれか1つを選択するとき（年金の支払いがすべて日本年金機構から行われる場合）—243 / 8. 2つ以上の年金のどれか1つを選択するとき（年金の支払いが日本年金機構と共済組合等の組み合わせの場合）—248 / 9. 年金の支給停止事由がなくなったとき—253 / 10. 配偶者が被用者年金制度の老齢（退職）年金・障害年金を受けられるようになったため振替加算が加算されるようになったとき—256 / 11. 振替加算が加算された老齢基礎年金の受給権者が額計算の基礎となる組合員期間または加入者期間が240月以上

である退職共済年金等を受けられるようになったとき—258 / 12. 振替加算が加算された老齢基礎年金の受給権者が障害を支給事由とする年金給付を受けられるようになったとき—260 / 13. 障害給付を受けられるために老齢基礎年金の振替加算が支給停止されていた人が障害給付を受けられなくなったとき—261 / 14. 老齢基礎年金の繰上げ支給を受けている人に老齢厚生年金の受給権ができたとき—263 / 15. 特別支給の老齢厚生年金を受けられる人が老齢基礎年金の支給の繰上げを請求するとき—265 / 16. 特別支給の老齢厚生年金を受けていた人が66歳以後に65歳からの老齢基礎年金・老齢厚生年金の支給を請求するとき—267 / 17. 加算額の対象者が婚姻したり死亡したとき等—271 / 18. 障害基礎年金を受ける原因となった障害の程度が重くなったとき—272 / 19. 受給権発生後に子を有するに至ったとき—275 / 20. 障害基礎年金受給者の障害の程度が軽快したとき—280 / 21. 障害基礎年金受給者が障害補償を受けるとき—281 / 22. 加算額の対象の子が障害の状態となったとき—282 / 23. 遺族基礎年金の受給権発生時の胎児が生まれたとき—284 / 24. 遺族基礎年金の受給権がある子が障害になったとき—286 / 25. 遺族基礎年金の支給停止期間が満了したときなど—288 / 26. 所在不明者の遺族基礎年金—291 / 27. 遺族基礎年金受給者が婚姻したときなど—293 / 28. 遺族基礎年金の受給権がある子が父または母と生計を同じくするようになったとき—294 / 29. 20歳前傷病による障害基礎年金、裁定替えの障害・遺族基礎年金の受給者が旧法による年金給付を受けられるときなど—295 / 30. 裁定替えの障害・遺族基礎年金の受給者が受けている旧法による年金給付の額の変更のため支給停止額が変更となるとき—297 / 31. 20歳前傷病による障害基礎年金、裁定替えの障害・遺族基礎年金または寡婦年金の支給停止事由がなくなったとき等—299

[3]旧法の年金受給者の主な手続一覧—302

[4]旧法年金受給者の主な手続—304

1. 障害年金受給権者の障害の程度が軽快したとき—305 / 2. 障害年金と同一支給事由の他の公的年金制度等の障害給付の額が改定されて支給停止額が変わるとき—306 / 3. 障害年金の支給停止期間が満了したとき等—308 / 4. 障害年金を受ける原因となった障害の程度が重くなったとき—310

10	未支給の年金給付	313
11	第三者行為と年金の調整	315
12	給付の制限など	318

[1]給付の制限, [2]時効, [3]受給権の保護・公課の禁止—318

[4]不服の申立て—319

13	社会保障協定による特例措置	320
	①社会保障協定の概要—320	
	②社会保障協定による被保険者の取扱い—324	
	③社会保障協定による給付の取扱い—332	
14	国民年金基金制度の仕組み	342
	①基金の目的と組織—342	
	②掛金と支給される年金・一時金—344	
	③国民年金基金連合会—357	
付録 1	厚生年金保険の仕組みと給付	
1	厚生年金保険の仕組み—362	
2	給付の種類と通則事項—380	
3	特別支給の老齢厚生年金—395	
4	65歳からの老齢厚生年金—428	
5	障害厚生年金—438	
6	遺族厚生年金—452	
7	年金分割—470	
8	旧厚生年金保険法による給付—478	
9	沖縄の特例—493	
	標準報酬月額・保険料月額表—499	
	被用者年金一元化後の主な改正点—500	
付録 2	年金記録問題と特例措置	
1	年金記録問題について—518	
2	「ねんきん特別便」—523	
3	加入記録が年金給付に結びつく例—524	
4	年金時効特例法について—527	
5	年金記録の訂正請求手続について—532	
6	遅延加算法について—535	
7	厚生年金特例法について—536	
8	延滞金軽減法について—538	
9	「ねんきん定期便」—540	
10	特定期間の保険料納付—542	
11	特定事由に係る特例保険料の納付申出—544	
令和 7 年の年金制度改正による改正事項		
	■国民年金制度の改正事項—548	
	■厚生年金保険制度の改正事項—553	
	■その他の改正事項—567	

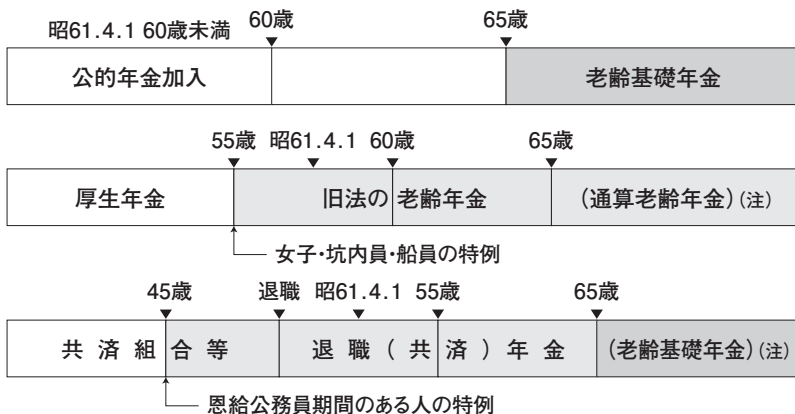
3 老齡基礎年金

1 支給を受ける条件

◆保険料を納めた期間と免除された期間および合算対象期間を合わせて10年（平成29年7月までは25年）以上ある人が、65歳に達したときに支給されます。

老齡基礎年金は、原則として保険料納付済期間または免除期間があつて、保険料納付済期間、免除期間および合算対象期間を合わせて10年（平成29年7月までは25年）以上ある人が、65歳に達したときに支給されます。（法26、法附9）

なお、①大正15年4月1日以前に生まれた人（昭和61年4月1日に60歳以上の人）、②大正15年4月2日以後に生まれた人で昭和61年3月31日に被用者年金制度の老齡（退職）年金の受給権者である人は、旧法の老齡年金（または通算老齡年金）が支給され、老齡基礎年金は適用されません。ただし、昭和61年3月31日に共済組合が支給する退職年金・減額退職年金の受給権がある人で、昭和6年4月2日以後に生まれた人については、老齡基礎年金が適用されることになっています。（改附6031）

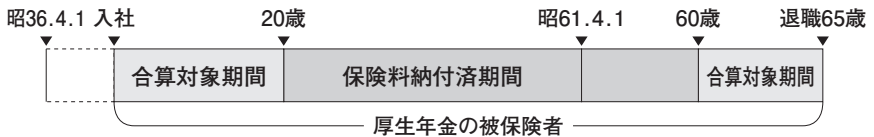


(注) 国民年金の保険料納付済期間または免除期間がある場合に支給されます。

＜保険料納付済期間＞

保険料納付済期間は、第1号被保険者（任意加入被保険者を含む）として保険料を納付した期間や第2号被保険者または第3号被保険者であった期間です。（法5-1）

なお、第2号被保険者については、当分の間、20歳以上60歳未満の期間が保険料納付済期間とされ、20歳前および60歳以後の期間は、合算対象期間とされます。（改附(60)8-4）



＜保険料免除期間＞

第1号被保険者が保険料を免除された期間で、保険料全額免除期間、保険料4分の3免除期間、保険料半額免除期間、保険料4分の1免除期間を合算した期間をいいます。（法5-2～6）

学生納付特例、納付猶予も免除期間とみなされますが、老齢基礎年金の額を計算するうえでは算入されません。（法附27⑧，改附平(16)19-4，改附平(26)14-3）

＜合算対象期間＞

国民年金の被保険者とならなかった、次の20歳以上60歳未満の期間です。（法附9-1）

- (1) 老齢（退職）年金を受けられる人であった期間
- (2) 日本人で海外に在住していた期間
- (3) 日本に帰化した人、永住許可などを受けた人の海外に在住していた期間のうち昭36年4月1日から日本国籍を取得した日等の前日までの期間（改附(60)8-5⑪）

この合算対象期間は、老齢基礎年金の資格期間を満たしているかどうかをみる場合は算入されますが、老齢基礎年金の年金額を計算する場合には、その基礎としないいわゆる「カラ期間」です。

また、平成3年4月1日から、20歳以上の学生は強制適用の第1号被保険者となりましたが、平成3年3月までの学生が国民年金に任意加入しなかった期間も合算対象期間となります。（改附平(元)4-1）

4 障害基礎年金

1 支給を受ける条件

◆障害基礎年金は、原則として、国民年金の被保険者期間中に初診日がある病気・けがで所定の障害の状態になったときに支給されます。

◆被保険者の資格を喪失したあとも、60歳以上65歳未満で国内在住中に初診日がある病気・けがで所定の障害の状態になったときには支給されます。

◆ただし、被保険者期間のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間を合算して3分の2以上あることが必要です（初診日が令和18年3月31日までにあるときは、直近の1年間に滞納がなければよいことになっています）。

■障害基礎年金を受ける条件

障害基礎年金は、次の3つの条件がそろえば支給されます。（法30）

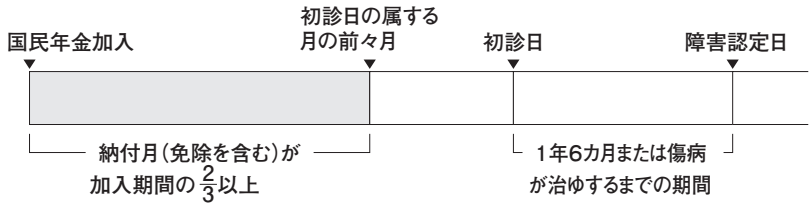
- (1) 障害の原因となった病気・けがについて医師または歯科医師の診療を受けた日（「初診日」といいます）において、①国民年金の被保険者であるとき、または②国民年金の被保険者であった人（昭和61年4月1日前に被用者年金制度の加入者であった人を含みます・措置令61/41）が日本国内に住所を有し、60歳以上65歳未満であるとき
- (2) 初診日から1年6カ月を経過した日（その期間内に治った場合はその日、ともに「障害認定日」といいます）の障害の程度が国民年金法施行令で定める1級または2級（117・118頁参照）に該当すること
- (3) 初診日の属する月の前々月までに被保険者期間があるときは、その被保険者期間のうち保険料納付済期間と免除期間を合算した期間が3分の2以上あること

なお、昭和61年3月31日において旧国民年金法による障害年金の受給権がある人には障害基礎年金は支給されず、引き続き旧国民年金法による障害年金が支給されます。（改附6032）

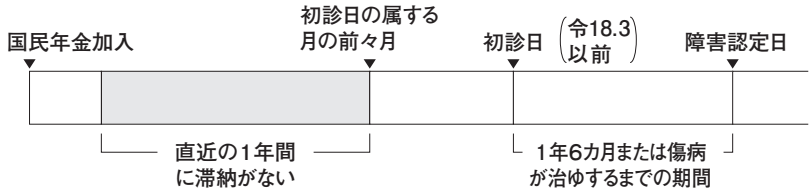
＜保険料納付要件等＞

- (1) 障害基礎年金を受けるためには、障害の原因となった病気・けがの初診日の前日に、初診日の属する月の前々月までに国民年金の被保険者期間がある

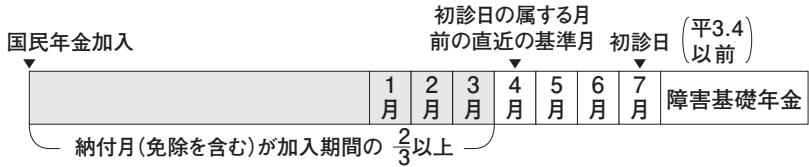
場合、保険料納付済期間と免除期間を合わせると3分の2以上あることが必要となります。いいかえると、国民年金の保険料を3分の1以上滞納していなければ支給されることになります。



なお、令和18年3月31日以前に初診日がある傷病で障害になった場合は、前記の3分の2以上の保険料納付要件を満たさなくても、初診日の属する月の前々月までの直近の1年間に国民年金の保険料の滞納がなければよいことになっています（ただし、初診日に65歳未満でなければなりません）。（改附6020）



ただし、病気やけがの初診日が平成3年4月30日までのものについては、これら「前々月まで」とあるのは「月前における直近の基準月（1月，4月，7月，10月）の前月まで」となっています。これは国民年金の保険料が毎月納付となったことに伴い、従来に比べて要件が厳しくならないように配慮されたことによるものです。（改附6021）



5 遺族基礎年金

1 支給を受ける条件

◆遺族基礎年金は、被保険者または老齢基礎年金の資格期間を満たした人などが死亡したときに、その人の子のある配偶者または子に支給されます。

◆ただし、被保険者などが死亡した場合は、被保険者期間のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間を合算して3分の2以上あることが必要です（死亡日が、令和18年3月31日までにあるときは、直近の1年間に滞納がなければよいことになっています）。

■遺族基礎年金を受ける条件

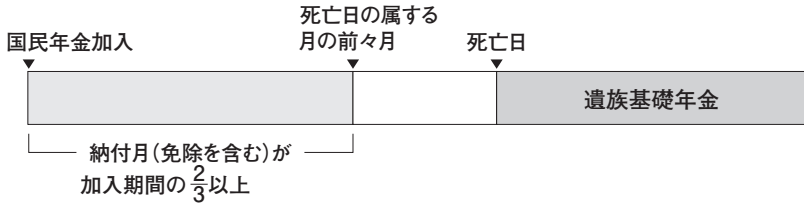
遺族基礎年金は、次の(1)から(4)のいずれかに該当する人が死亡したときに、その人の子のある配偶者または子に支給されます。（法37）

- (1) 国民年金の被保険者であること
- (2) 国民年金の被保険者であった人（昭和61年4月1日前に厚生年金保険・船員保険の被保険者または共済組合等の組合員または加入者であった人を含みます。措置令61)45）で、日本国内に住所を有し、60歳以上65歳未満であること
- (3) 老齢基礎年金の受給資格期間を満たした人（保険料納付済期間と保険料免除期間等を合算して25年以上ある人）であること

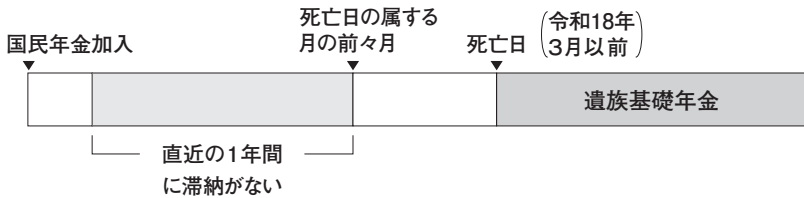
ただし、(1)または(2)に該当する人が死亡した場合で、その人が死亡した日の属する月の前々月までに被保険者期間があるときは、その被保険者期間のうち、保険料納付済期間と免除期間を合算した期間が3分の2以上あることが必要です。

＜保険料納付要件＞

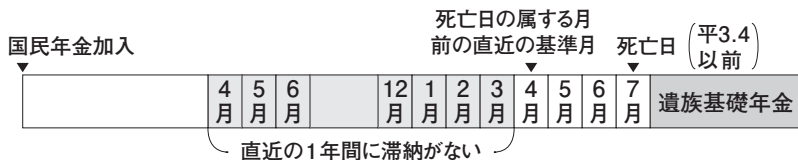
- (1) 国民年金の被保険者である人が死亡した場合、遺族基礎年金を受けるためには、死亡日の前日に、死亡日の属する月の前々月までの国民年金の被保険者期間のうち、保険料納付済期間と免除期間を合わせると3分の2以上あることが必要となります。いいかえると、国民年金の保険料を3分の1以上滞納していなければ支給されることになります。



なお、令和18年3月31日以前に死亡した場合は、前記の3分の2以上の保険料納付要件を満たさなくても、死亡日の属する月の前々月までの直近の1年間に、保険料の滞納がなければよいことになっています（ただし、死亡日に65歳未満でなければなりません）。(改附6020)



また、死亡日が平成3年4月30日までのものは、これら「前々月まで」とあるのは「月前における直近の基準月（1月、4月、7月、10月）の前月まで」とし、国民年金の保険料が毎月納付となったことにともない、従来に比べて要件が厳しくならないように配慮されています。(改附6021)



令和8年度旧老齡年金額早見表 (表7-4)

納付 免除	0年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年
0年											513,180	533,088	552,996
1年										482,109	503,445	524,543	545,457
2年									451,038	473,801	496,089	518,010	539,644
3年								419,967	444,158	467,636	490,564	513,060	535,212
4年							388,896	414,515	439,182	463,117	486,477	509,376	531,902
5年						357,825	384,872	410,729	435,670	459,893	483,540	506,720	529,515
6年					326,754	355,228	382,275	408,223	433,309	457,704	481,538	504,911	527,898
7年				295,683	325,585	353,822	380,777	406,725	431,868	456,357	480,306	503,807	526,929
8年			264,612	295,942	325,368	353,330	380,141	406,032	431,175	455,702	479,716	503,298	526,512
9年		233,541	266,299	296,915	325,883	353,557	380,196	405,993	431,098	455,625	479,666	503,294	526,567
10年	202,470	236,655	268,461	298,436	326,973	354,360	380,812	406,494	431,534	456,034	480,075	503,722	527,030
11年	207,012	240,008	270,990	300,390	328,524	355,630	381,889	407,443	432,402	456,857	480,878	504,525	527,847
12年	211,554	243,543	273,806	302,688	330,449	357,285	383,352	408,771	433,638	458,033	482,020	505,653	528,975
13年	216,096	247,222	276,852	305,267	332,681	359,261	385,139	410,420	435,189	459,516	483,459	507,065	530,376
14年	220,638	251,016	280,085	308,077	335,170	361,507	387,201	412,344	437,011	461,264	485,156	508,728	541,200
15年	225,180	254,904	283,472	311,079	337,875	363,983	389,499	414,506	439,070	463,246	487,080	519,552	552,024
16年	229,722	258,868	286,988	314,243	340,764	366,655	392,002	416,876	441,336	465,432	497,904	530,376	562,848
17年	234,264	262,897	290,612	317,546	343,810	369,497	394,682	419,426	443,784	476,256	508,728	541,200	573,672
18年	238,806	266,980	294,327	320,966	346,993	372,487	397,517	422,136	454,608	487,080	519,552	552,024	584,496
19年	243,348	271,109	298,121	324,488	350,293	375,607	400,488	432,960	465,432	497,904	530,376	562,848	
20年	247,890	275,277	301,983	328,099	353,697	378,840	411,312	443,784	476,256	508,728	541,200		
21年	252,432	279,479	305,905	331,787	357,192	389,664	422,136	454,608	487,080	519,552			
22年	256,974	283,710	309,878	335,544	368,016	400,488	432,960	465,432	497,904				
23年	261,516	287,968	313,896	346,368	378,840	411,312	443,784	476,256					
24年	266,058	292,248	324,720	357,192	389,664	422,136	454,608						
25年	270,600	303,072	335,544	368,016	400,488	432,960							

年金額早見表

(単位：円)

13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年
572,904	592,812	612,720	632,628	652,536	672,444	692,352	712,260	732,168	752,076	771,984	791,892	811,800	844,272
566,228	586,884	607,446	627,932	648,353	668,720	689,042	709,323	729,571	749,790	769,982	790,152	822,624	844,900
561,048	582,265	603,328	624,262	645,088	665,823	686,479	707,067	727,595	748,073	768,504	800,976	833,448	844,900
557,083	578,723	600,171	621,457	642,605	663,634	684,562	705,401	726,163	746,856	779,328	811,800	844,272	844,900
554,119	576,080	597,825	619,386	640,790	662,057	683,207	704,253	725,208	757,680	790,152	822,624	844,900	844,900
551,989	574,193	596,168	617,945	639,553	661,013	682,343	703,560	736,032	768,504	800,976	833,448	844,900	
550,561	572,949	595,101	617,048	638,818	660,434	681,912	714,384	746,856	779,328	811,800	844,272		
549,731	572,256	594,544	616,624	638,524	660,264	692,736	725,208	757,680	790,152	822,624			
549,411	572,039	594,430	616,614	638,616	671,088	703,560	736,032	768,504	800,976				
549,534	572,236	594,704	616,968	649,440	681,912	714,384	746,856	779,328					
550,041	572,795	595,320	627,792	660,264	692,736	725,208	757,680						
550,885	573,672	606,144	638,616	671,088	703,560	736,032							
552,024	584,496	616,968	649,440	681,912	714,384								
562,848	595,320	627,792	660,264	692,736									
573,672	606,144	638,616	671,088										
584,496	616,968	649,440											
595,320	627,792												
606,144													
				この表のみかた ●国民年金の被保険者期間のうち、保険料を納めた期間と保険料を免除された期間が何年ずつあるかによってみます。 ●横の年数は、保険料納付済期間の年数です。 ●縦の年数は、保険料免除期間の年数です。 ●該当する納付年数と免除年数のまじわるところの額が年金額です。									

令和8年度旧通算老齢年金額早見表 (表7-8)

納付 免除	0年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年
0年	0	32,472	64,944	97,416	129,888	162,360	194,832	227,304	259,776	292,248	324,720	357,192
1年	10,824	43,296	75,768	108,240	140,712	173,184	205,656	238,128	270,600	303,072	335,544	368,016
2年	21,648	54,120	86,592	119,064	151,536	184,008	216,480	248,952	281,424	313,896	346,368	378,840
3年	32,472	64,944	97,416	129,888	162,360	194,832	227,304	259,776	292,248	324,720	357,192	389,664
4年	43,296	75,768	108,240	140,712	173,184	205,656	238,128	270,600	303,072	335,544	368,016	400,488
5年	54,120	86,592	119,064	151,536	184,008	216,480	248,952	281,424	313,896	346,368	378,840	411,312
6年	64,944	97,416	129,888	162,360	194,832	227,304	259,776	292,248	324,720	357,192	389,664	422,136
7年	75,768	108,240	140,712	173,184	205,656	238,128	270,600	303,072	335,544	368,016	400,488	432,960
8年	86,592	119,064	151,536	184,008	216,480	248,952	281,424	313,896	346,368	378,840	411,312	443,784
9年	97,416	129,888	162,360	194,832	227,304	259,776	292,248	324,720	357,192	389,664	422,136	454,608
10年	108,240	140,712	173,184	205,656	238,128	270,600	303,072	335,544	368,016	400,488	432,960	465,432
11年	119,064	151,536	184,008	216,480	248,952	281,424	313,896	346,368	378,840	411,312	443,784	476,256
12年	129,888	162,360	194,832	227,304	259,776	292,248	324,720	357,192	389,664	422,136	454,608	487,080
13年	140,712	173,184	205,656	238,128	270,600	303,072	335,544	368,016	400,488	432,960	465,432	497,904
14年	151,536	184,008	216,480	248,952	281,424	313,896	346,368	378,840	411,312	443,784	476,256	
15年	162,360	194,832	227,304	259,776	292,248	324,720	357,192	389,664	422,136	454,608		
16年	173,184	205,656	238,128	270,600	303,072	335,544	368,016	400,488	432,960			
17年	184,008	216,480	248,952	281,424	313,896	346,368	378,840	411,312				
18年	194,832	227,304	259,776	292,248	324,720	357,192	389,664					
19年	205,656	238,128	270,600	303,072	335,544	368,016						
20年	216,480	248,952	281,424	313,896	346,368							
21年	227,304	259,776	292,248	324,720								
22年	238,128	270,600	303,072									
23年	248,952	281,424					年金額 = (2,706円×納付月数) + (2,706円×免除月数× $\frac{1}{3}$)					
24年	259,776											

年金額早見表

(単位：円)

12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年
389,664	422,136	454,608	487,080	519,552	552,024	584,496	616,968	649,440	681,912	714,384	746,856	779,328
400,488	432,960	465,432	497,904	530,376	562,848	595,320	627,792	660,264	692,736	725,208	757,680	
411,312	443,784	476,256	508,728	541,200	573,672	606,144	638,616	671,088	703,560	736,032		
422,136	454,608	487,080	519,552	552,024	584,496	616,968	649,440	681,912	714,384			
432,960	465,432	497,904	530,376	562,848	595,320	627,792	660,264	692,736				
443,784	476,256	508,728	541,200	573,672	606,144	638,616	671,088					
454,608	487,080	519,552	552,024	584,496	616,968	649,440						
465,432	497,904	530,376	562,848	595,320	627,792							
476,256	508,728	541,200	573,672	606,144				この表のみかた ●国民年金の被保険者期間のうち、保険料を納めた期間と保険料を免除された期間が何年ずつあるかによってみます。 ●横の年数は、保険料納付済期間の年数です。 ●縦の年数は、保険料免除期間の年数です。 ●該当する納付年数と免除年数のまじわるところの額が年金額です。				
487,080	519,552	552,024	584,496									
497,904	530,376	562,848										
508,728	541,200											
519,552												

納付 免除	0年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年
0年	0	48,720	97,440	146,160	194,880	243,600	292,320	341,040	389,760	438,480
1年	16,240	64,960	113,680	162,400	211,120	259,840	308,560	357,280	406,000	
2年	32,480	81,200	129,920	178,640	227,360	276,080	324,800	373,520		
3年	48,720	97,440	146,160	194,880	243,600	292,320	341,040			
4年	64,960	113,680	162,400	211,120	259,840	308,560				
5年	81,200	129,920	178,640	227,360	276,080					
6年	97,440	146,160	194,880	243,600						
7年	113,680	162,400	211,120			明治44年4月1日以前に生まれた人 年金額＝(4,060円×納付月数)＋ (4,060円×免除月数×$\frac{1}{3}$)				
8年	129,920	178,640								
9年	146,160									

9 年金受給者の手続

◆国民年金の年金の受給権者は、年に一回、日本年金機構に現況届を提出するなど、定められた手続を行うことになっています。

◆昭和60年改正法の施行に伴い、これらの手続は、新法・旧法でそれぞれ異なったものとなっています。

1 新法の年金受給者の主な手続一覧

◎新法の年金受給者が提出する届書は、次のとおりです。なお、現況届の提出先は日本年金機構本部（〒168-8655 東京都杉並区高井戸西3-5-24）ですが、その他の届書の提出先は住所地の市区町村役場などです。

◎一覧表の「主な添付書類」の項目に“※”を記してある届出については、医師または歯科医師の診断書（用紙は市区町村役場にありますが）等を添える必要がある場合があります。

すべての年金に共通するもの

届出を必要とする事情	届書の名称(様式番号)	主な添付書類	該当頁
引き続き年金を受けようとするとき	年金受給権者現況届	※	231
2つ以上の年金のどれか1つを選択するとき（年金の支払いがすべて日本年金機構から行われる場合・注1）	年金受給選択申出書 (日本年金機構) (第201号)	受給権を有する年金の年金証書の基礎年金番号・年金コードを確認できる書類等 ※	243
2つ以上の年金のどれか1つを選択するとき（年金の支払いが日本年金機構と共済組合等の組み合わせの場合・注2）	年金受給選択申出書 (第202号)	受給権を有する年金の年金証書の基礎年金番号・年金コードを確認できる書類等 ※	248

届出を必要とする事情	届書の名称(様式番号)	主 な 添 付 書 類	該当頁
死亡した人の未支給の年金を受けるとき	未支給年金・未支払給付金請求書（第514号）	死亡した人の年金証書，死亡した人との身分関係を明らかにする書類，未請求の場合は裁定請求書等※	240
年金を受けている人が死亡したとき	受給権者死亡届（第515号）	死亡した人の年金証書，死亡の事実を明らかにする書類等	238
氏名を変えたとき	年金受給権者氏名変更届	年金証書，（戸籍の抄本等）	233
住所を変えるとき	年金受給権者住所変更届		235
受取機関を変えるとき	年金受給権者受取機関変更届		
年金証書等をなくしたときなど	年金証書等再交付申請書	（き損の場合は年金証書）	237

（注１）たとえば，旧国民年金法の老齢年金または障害年金の受給権者が新法の遺族基礎（厚生）年金を受けられるようになった場合

（注２）たとえば，旧法による共済組合の遺族年金の受給権者が新法の老齢基礎（厚生）年金を受けられるようになった場合

老齢基礎年金に関するもの

届出を必要とする事情	届書の名称(様式番号)	主 な 添 付 書 類	該当頁
年金の支給停止事由がなくなったとき	老齢・障害給付受給権者支給停止事由消滅届（第207号）	年金証書，戸籍の謄本等，支給を停止すべき事由が消滅したことを明らかにする書類等 ※	253
配偶者が被用者年金制度の老齢（退職）年金・障害年金を受けられるようになったため振替加算が加算されるようになったとき	老齢基礎年金額加算開始事由該当届（第222号）	戸籍の抄本等，配偶者の年金の給付内容を証する書類	256

届出を必要とする事情	届書の名称(様式番号)	主 な 添 付 書 類	該当頁
振替加算が加算された老齢基礎年金の受給権者が額計算の基礎となる組合員期間または加入者期間が240月以上である退職共済年金等を受けられるようになったとき	老齢基礎年金加算額不該当届 (第223号)		258
振替加算が加算された老齢基礎年金の受給権者が障害を支給事由とする年金給付を受けられるようになったとき	老齢基礎年金加算額支給停止事由該当届 (第224号)		260
障害給付を受けられるために老齢基礎年金の振替加算が支給停止されていた人が障害給付を受けられなくなったとき	老齢基礎年金加算額支給停止事由消滅届 (第225号)	年金証書、戸籍の抄本等、障害給付を受けられなくなったことを証する書類	261
老齢基礎年金の繰上げ支給を受けている人に老齢厚生年金の受給権ができたとき	老齢基礎年金受給権者老齢厚生年金請求書 (第233号)	年金証書、基礎年金番号通知書等、戸籍の抄本	263
特別支給の老齢厚生年金を受けられる人が老齢基礎年金の支給の繰上げを請求するとき	特別支給の老齢厚生年金受給権者老齢基礎年金支給繰上げ請求書 (第234号)	特別支給の老齢厚生年金の年金証書等	265
特別支給の老齢厚生年金を受けていた人が66歳以後に65歳からの老齢基礎年金・老齢厚生年金の支給を請求するとき	老齢基礎・厚生年金裁定請求書／支給繰下げ請求書 (第235-1号)	特別支給の老齢厚生年金の年金証書、基礎年金番号通知書等	267